

# 議 事 録

## 第 24 回 定 例 総 会

令和元年7月9日

## 太田市農業委員会第24回定例総会議事録

開会日時 令和元年7月9日(火) 午後 2時  
 閉会日時 令和元年7月9日(火) 午後 3時10分  
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 1 藤澤 武則 2 丸山 忠 3 木暮 昌弘 4 中村 博正  
 5 遠坂 修一 6 藤生 博 7 吉田 清和 8 牛久保 榮治  
 (21人) 9 小林 良孝 10 糸井 敏幸 11 岡田 貴男 12 塚越 寶  
 13 山田 清作 15 石原 孝志 16 新井 章夫 17 清水 由紀江  
 18 武内 満 19 藤本 富久 20 茂木 利子 21 片亀 昌子  
 22 中村 薫

欠席委員 14 高柳 章  
 (1人)

出席職員 富宇加局長 北村次長 見供次長補佐 林次長補佐 長谷川係長代理  
 (7人) 青木主任 野村主事

会議に付 議案第1号 農地法関係許可取消願について (会長)  
 した事項 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)  
 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)  
 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について  
 (会長)  
 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について  
 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による専決処分について  
 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による専決処分について  
 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について  
 報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出  
 について

太田市農業委員会憲章の唱和

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第24回農業委員会定例総会を開会いたします。

### 3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員21名、欠席の委員1名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。  
お諮りいたします。  
会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)  
議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、会期は、本日1日限りと決定いたします。

### 4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。  
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)  
議 長 それでは、5番 遠坂 修一 委員 と 6番 藤生 博 委員の2人をお願いいたします。また、書記につきましては事務局の青木主任を指名いたします。議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 ありません。

### 5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。  
議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は3件です。  
事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数3件について、朗読し詳細に説明する。

1番 藤阿久町の土地 499 m<sup>2</sup>について、平成30年8月28日付で一部について農用地区から除外を受けており、除外の目的どおりに農地転用するため、許可を取り消すものです。  
2番 新田上田中町の土地 計2筆 457 m<sup>2</sup>、売買契約が不成立なため、許可を取り消すものです。  
3番 高林北町の土地、計2筆 2,363 m<sup>2</sup>、店舗計画が中止となったため、許可を取り消すものです。  
以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。  
番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 2番委員 番号1番について、当地区協議会での調査した結果を報告させていただきます。  
当地区協議会で確認調査書等に基づき調査したところ、農地のため特に問題もなく、取消相当と意見決定をいたしました。  
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたしま

す。

議長 続いて、番号2番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2番委員 第5地区協議会で調査した結果を報告します。  
番号1番についての調査は、確認調査書等に基づき調査した結果、現地を確認したところ、農地のため特に問題なく、取消相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしく願います。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号2番を取消とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号3番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

4番委員 番号3番について、当地区協議会で確認調査等に基づき調査した結果を報告いたします。

番号3番の申請人は、平成28年11月に店舗用地として転用許可を受けたが、計画が中止になったため、許可を取り消したいとの申請です。現地を確認してきましたが、許可を受けたときと同等の農地のため、特に問題もなく、取消相当と意見決定しました。

番号3番について再度ご審議のほど、よろしく願います。以上。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号3番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号3番を取消とすることに決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。

提出件数は8件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数8件について、朗読し詳細に説明する。

1番と2番は、譲受人が同一で関連がありますので、一括して提案させていただきます。

藤阿久町及び大島町の土地 畑 620 m<sup>2</sup> 外6筆 計9,351 m<sup>2</sup>、農地を親から譲り受け、農業に精進したい。

3番 茂木町の土地 田 690 m<sup>2</sup>、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

4番 備前島町の土地 畑 891 m<sup>2</sup>、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

5番 新田中江田町の土地 田 242 m<sup>2</sup> 外1筆 計501 m<sup>2</sup>、農地を譲り受け、農業に精進したい。

6番 新田菽町の土地 畑 561 m<sup>2</sup>、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

7番 新田上田中町の土地 畑 273 m<sup>2</sup> 外1筆 計457 m<sup>2</sup>、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

8番 藪塚町及び西長岡町の土地 田 2,562 m<sup>2</sup> 外3筆 計7,477 m<sup>2</sup>、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

1番から8番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いします。

議長 事務局からの提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番と2番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。なお、第3地区協議会にも関連がありますので、あわせて

報告願います。

- 1 2 番委員 番号1番及び2番について、本地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。  
本件の申請理由は、譲渡人の高齢化によって長男である譲受人へ贈与によって所有権を移転するものであります。譲受人は所有している農地を全て耕作し、必要な農機具も備えてあります。現地を確認したところ、周辺農地への支障はなく、問題はないものと判断して、農地法3条2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定をいたしました。  
再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。  
なお、移転する農地の中に大島町の水田が含まれておりますので、本地区の現地確認結果を報告いただければありがたいと思います。よろしくお願います。
- 1 8 番委員 ただいま報告のありました大島町の水田について、本地区協議会で現地確認したところ、農地のため、特に問題なしと許可相当と意見決定いたしました。  
再度のご審議のほど、よろしくお願いいいたします。
- 議 長 ただいま、第1地区協議会及び第3地区協議会より番号1番と2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番と2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番と2番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号3番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 8 番 委 員 チェックリストに基づきまして調査しました。譲受人は、農地を譲り受け、経営規模を拡大したいということでございます。この方は非常に熱心に農業をやっており、トラクター、田植機、コンバイン、その他必要な農機具を全てを持っております。そしてまた、この畑はタマネギとか落花生をつくりたいということでございますので、調査した

結果、許可要件を満たしていると意見決定しました。よろしくお願  
い  
します。

議 長 ただいま、第2地区協議会より番号3番について報告がありました  
が、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたしま  
す。

議 長 続いて、番号4番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報  
告願います。

22番委員 議案第2号4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに  
基づき調査した結果を報告します。

譲受人は、水稻、ネギ、ホウレンソウ、ジャガイモ等を中心とした農  
業経営をしております。経営規模を拡大するための申請です。譲受人  
は農機具等も保有しております。現地を確認した結果、周囲の農地へ  
の影響もなく、問題がないため、農地法第3条第2項各号に該当しな  
いため、許可要件を満たしていると意見決定しました。

再度ご審議をよろしくお願いいいたします。

議 長 ただいま、第4地区協議会より番号4番について報告がありました  
が、ご意見、ご質問等ございますか。

4番委員 譲受人は年齢が90歳ということですがけれども、跡継ぎが受け継いで  
やるわけですか。

22番委員 今は娘さんと一緒にやっているということです。

4番委員 では、娘さんもやるということですね。

22番委員 はい。

4番委員 わかりました。

22番委員 娘さんも半日ぐらいパートしているのですけれども、手伝いながらや  
っていくということです。

議 長 よろしいですか。

4番委員 はい。



議 委 議	長 員 長	<p>ほかにございますか。</p> <p>なし。</p> <p>ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。</p> <p>番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議	長	<p>全員賛成でありますので、番号4番を許可とすることに決定いたします。</p>
議	長	<p>続いて、番号5番から7番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。</p>
7番委員		<p>5番について、当地区協議会で許可チェックリストに基づき調査した結果は、譲渡人は農地を譲り受け、農業に精進したいとのこと。必要な農機具等も所有しております。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、許可要件を満たしていると意見決定いたしました。</p> <p>再度ご審議のほど、よろしく願います。</p>
20番委員		<p>続いて、番号6番について報告いたします。当地区協議会で確認調査書に基づき調査した結果を報告いたします。</p> <p>譲受人は、肥育牛の生産販売を営んでおり、今回の申請は牧草栽培のための農地を取得するものです。現地を確認したところ、いずれの農地も周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>再度ご審議のほど、よろしく願います。</p>
15番委員		<p>番号6番について、当地区の協議会で確認調査書に基づき調査した結果、現地を確認したところ、農地のため、特に問題もなく、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>再度ご審議のほど、よろしく願います。</p>
2番委員		<p>続きまして、7番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、申請農地は譲受人の娘さんの嫁ぎ先のすぐ前の農地で、以前から借りて譲受人が耕作をしていたとのこと。周辺農地への支障もなく、問題ないと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。</p> <p>5番、6番、7番について再度ご審議のほど、願います。</p>
議	長	<p>ただいま、第5地区協議会より、番号5番から7番について報告があ</p>

委員  
 議長  
 議長  
 議長  
 5番委員  
 3番委員  
 議長  
 委員  
 議長  
 議長

りましたが、ご意見、ご質問等ございますか。  
 なし。  
 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
 番号5番から7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
 (挙手 全員)  
 全員賛成でありますので、番号5番から7番を許可とすることに決定  
 いたします。  
 続いて、番号8番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報  
 告願います。なお、第3地区協議会にも関連がありますので、あわせ  
 て報告願います。  
 第6地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査しました結果  
 をご報告いたします。  
 番号8番について、譲受人は稲作を中心とした農業を営んでおり、申  
 請地を購入して、より一層農業経営に励みたいとのこと。現地を  
 確認したところ、周辺農地への支障はなく、問題はないものと判断し、  
 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしてい  
 ると意見決定いたしました。  
 再度ご審議のほど、よろしく願います。  
 番号8番について、該当する西長岡町の農地を現地確認したところ、  
 農地であり特に問題もなく、許可相当と意見決定しました。  
 再度ご審議のほど、よろしく願います。  
 ただいま、第6地区協議会及び第3地区協議会より、番号8番につい  
 て報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。  
 なし。  
 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
 番号8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
 (挙手 全員)  
 全員賛成でありますので、番号8番を許可とすることに決定いたしま  
 す。  
 続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長  
 宛てにあったので、審議を求めます。  
 提出件数は5件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局

提出件数5件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 2,635のうち4.7㎡、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

水道管理設用地として一時転用するものです。

2番 細谷町の土地 131㎡、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

露天駐車場用地として転用するものです。

3番 吉沢町の土地 366㎡ 外1筆 計904㎡、農地区分 第二種、太陽光発電所設置用地として転用するものです。

4番 鶴生田町の土地 583㎡、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

農家住宅用地として転用するものです。

5番 大原町の土地 644㎡、農地区分 第二種、貸住宅用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番と2番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

4番委員

番号1番、2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

まず、番号1番の申請人は、農業用ハウスにてトマトを栽培していま

すが、井戸水に鉄分が多く、灌水用チューブに詰まりが発生し、適切な水くれができないため、上水道を使用し、そのための上水道工事のための一時転用の申請です。現地を確認したところ、南側は道を挟んで太陽光発電施設と宅地、ほかは北側のトマト栽培用のビニールハウスが設置してある農地に囲まれており、周辺農地への支障もなく、問題はないので許可相当と意見決定しました。

続いて番号2番の申請人は、家族が増え、車の台数が増えたため、駐車場が不足になったため、既存の駐車場を広げるため調査したところ、既存施設の一部が許可を得ずに使用していたことが判明したため、始末書を添付して是正の転用申請です。現地を確認したところ、申請地の西側は道路を挟んで西部工業団地、東側は山林、南側は用水路、北側は道を挟んで申請人の宅地、既存の施設は確認したところ、撤去されており、農地状態となっておりました。したがって、始末書も不要ではないかと考えております。周りには農地はなく、問題はないので許可相当と意見決定いたしました。

番号1番、2番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議長 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番と2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 長 なし。  
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番と2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議長 長 全員賛成でありますので、番号1番と2番を許可とすることに決定いたします。

議長 長 続いて、番号3番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番委員 こちらは農地としての維持困難のため、太陽光発電所設置用地として活用する申請です。チェックリストに基づき現地調査をしました結果、該当地は東側は住宅、西が畑、南は道路と住宅、北も道路と住宅であり、周辺農地の影響はなしと判断いたしました。現況を見る限りで、こちらは7月3日に北の道路の幅が狭いので、フェンスの設置を境界いっぱいにならないよう要請してほしいという条件つきで相当と判断

をしましたが、その後、現地で現状でも内側に入っているが、その旨、配慮するという返答をいただきましたので、許可相当と意見決定をいたしました。ちなみに、調査する中で、隣の畑には大きなイノシシの穴が幾つもあり、ここは県道太田桐生線から50mほどのところでイノシシの出没があるということを考えると、いろいろな心配がうかがえる件でもあります。

以上、ご審議のほど、お願いをいたします。

- |       |   |   |
|-------|---|---|
| 議     | 長 | ただいま、第2地区協議会より番号3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。   |
| 委     | 員 | なし。   |
| 議     | 長 | ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。<br>番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。<br>(挙手 全員)   |
| 議     | 長 | 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。   |
| 議     | 長 | 続いて、番号4番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。   |
| 18番委員 |   | 第3号4番について、申請人は成塚町のアパートに住んでおり、農業を営んでおりますが、子どもが成長し、相続で取得した農地に農家住宅を建築したいとのこと。農地区分は第一種農地の水田で、南は保育園の駐車場、東は公園、北側は道路を挟んで水田、西側に農業用倉庫及び歯科医院で、農業には支障なく、第3地区として許可相当といたしました。<br>再度の審議をよろしく願います。 |
| 議     | 長 | ただいま、第3地区協議会より番号4番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。   |
| 委     | 員 | なし。   |
| 議     | 長 | ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。<br>番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。<br>(挙手 全員)   |
| 議     | 長 | 全員賛成でありますので、番号4番を許可とすることに決定いたします。   |

- 議 長 続いて、番号5番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 17番委員 5番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、申請人は息子さんの家に転居したため、今まで住んでいた家は空き家です。有効活用を考え、申請地とこの居宅を一体利用し、アパートを建築するものです。現地を確認したところ、申請地の西側と東側と南側は住宅、北側は道路です。周辺農地への支障もなく、問題ないものと許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 議 長 ただいま、第6地区協議会より、番号5番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号5番を許可することに決定いたします。
- 議 長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。提出件数は2件です。事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 大原町の土地 729 m<sup>2</sup>について、一般住宅用地として計画変更するものです。
- 2番 大原町の土地 290 m<sup>2</sup>について、一般住宅用地として計画変更するものです。
- 以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしく願います。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、番号1番と2番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 17番委員 1番と2番について報告します。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、1番は議案第5号15番と関連します。申請人は東京に住んでおり相続しましたが、土地利用ができないため、計画変更するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、承認相当と意見決定いたしました。

2番は、議案第5号17番と関連しますが、当時、計画していた一般住宅及び作業所は要らなくなったため、計画変更するものです。周辺農地への支障もなく、承認相当と意見決定いたしました。

1番、2番、再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 ただいま、第6地区協議会より番号1番と2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番と2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番と2番を承認とすることに決定いたします。
- 議長 続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は19件です。  
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事務局 提出件数19件について、朗読し詳細に説明する。

1番 藤阿久町の土地 1,302㎡ 外2筆 計2,001㎡、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には群馬県太田合同庁舎から概ね300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

歯科医院併用住宅用地として転用するものです。

2番 西野谷町の土地 415㎡ 外1筆 計429㎡、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の

理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

3番 東金井町の土地 1,131 m<sup>2</sup> 外1筆 計2,034 m<sup>2</sup>、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。露天駐車場用地として転用するものです。

4番 丸山町の土地 604 m<sup>2</sup> 外3筆 計1,465 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

5番 成塚町の土地 378 m<sup>2</sup> 農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には三枚橋駅から300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

一般住宅用地として転用するものです。

6番 西長岡町の土地 64 m<sup>2</sup> 外1筆 計342 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 尾島町の土地 849 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電施設設置用地として転用するものです。

8番 尾島町の土地 733 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電施設設置用地として転用するものです。

9番 新田中江田町の土地 485 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

10番 新田小金井町の土地 471 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

11番 新田小金井町の土地 295 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

12番 新田上江田町の土地 822 m<sup>2</sup>、農地区分は第一種です。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

13番 新田上中町の土地 499 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

14番 山之神町の土地 2,960 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、建売分譲住宅用地として転用するものです。

15番 大原町の土地 729 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

16番 大原町の土地 1,143 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天資材置場・駐車場用地として転用するものです。



17番 大原町の土地 290 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

18番 大久保町の土地 447 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

19番 大久保町の土地 119 m<sup>2</sup> 外1筆 計179 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。  
番号1番と2番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

12番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。先ほどの議案第1号1番、許可の取消と関連があります。

譲受人は、現在、歯科医として市内の医院に勤務しておりますが、地元で独立開業するため、申請地を取得し、歯科医院併用住宅を建築したい申請であります。周囲の状況は、南側は県道前橋館林線に面しており、西側は展示場及び貸し店舗、東側は市道になっております。北側については農地ですが、十分に注意することによって許可相当と意見決定をいたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いします。以上です。

10番委員 番号2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果をご報告いたします。

譲受人は、現在、借家に住んでおり、家族が増え、手狭になったため、実家の近くの申請地を父より借り受け、自己の住宅を建設するものです。現地確認をしたところ、周囲の西側は用水路を挟んで譲渡人の貸している田んぼ、東側は譲渡人の妹の宅地、北側は雑草管理農地、南側は農道となっており、したがって、周辺の農地に支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

1番と2番の再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第1地区協議会より、番号1番と2番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員	なし。	なし。
議 長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
		番号1番と2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
		(挙手 全員)
議 長	全員賛成でありますので、番号1番と2番を許可とすることに決定いたします。	全員賛成でありますので、番号1番と2番を許可とすることに決定いたします。
議 長	続いて、番号3番と4番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。	続いて、番号3番と4番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
1 3 番 委 員	3番について報告させていただきます。	3番について報告させていただきます。
	申請人は、運輸・倉庫業を営んでおり、申請地の南側に倉庫を新築し、営業を行っております。従業員用の駐車場が不足のため、申請地を取得し、駐車場として利用を計画しております。現地を調査したところ、南側は申請者の倉庫、西側は太陽光発電所、北側は宅地、東側は国道122号線であり、周辺農地への影響もないので、許可相当と意見決定いたしました。	申請人は、運輸・倉庫業を営んでおり、申請地の南側に倉庫を新築し、営業を行っております。従業員用の駐車場が不足のため、申請地を取得し、駐車場として利用を計画しております。現地を調査したところ、南側は申請者の倉庫、西側は太陽光発電所、北側は宅地、東側は国道122号線であり、周辺農地への影響もないので、許可相当と意見決定いたしました。
	再度のご審議をよろしく申し上げます。	再度のご審議をよろしく申し上げます。
1 番 委 員	4番について報告をいたします。譲受人は発電事業を営み、太陽光発電用地としての申請です。チェックリストに基づき現地調査をしたところ、東は畑、西は水路と田、南は水路と田、北は住宅になっており、周辺農地への影響はないと判断し、許可相当と意見決定いたしました。引き続き、審議のほど、お願いをいたします。	4番について報告をいたします。譲受人は発電事業を営み、太陽光発電用地としての申請です。チェックリストに基づき現地調査をしたところ、東は畑、西は水路と田、南は水路と田、北は住宅になっており、周辺農地への影響はないと判断し、許可相当と意見決定いたしました。引き続き、審議のほど、お願いをいたします。
	なお、譲受人は川越市の法人ですが、足利、桐生等に実績を持ち、メンテナンスは自社で行うこと及び工事のための接道からの搬入路として譲渡人の隣接する宅地協を使用する同意書を添えての申請です。以上です。	なお、譲受人は川越市の法人ですが、足利、桐生等に実績を持ち、メンテナンスは自社で行うこと及び工事のための接道からの搬入路として譲渡人の隣接する宅地協を使用する同意書を添えての申請です。以上です。
議 長	ただいま、第2地区協議会より、番号3番と4番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。	ただいま、第2地区協議会より、番号3番と4番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
委 員	なし。	なし。
議 長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
		番号3番と4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
		(挙手 全員)
議 長	全員賛成でありますので、番号3番と4番を許可とすることに決定いたします。	全員賛成でありますので、番号3番と4番を許可とすることに決定いたします。

- 議 長 続いて、番号5番と6番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 3番委員 5番、6番について続けて報告します。  
 まず、番号5番について、第3地区協議会において許可基準チェックリストに基づき調査した結果、申請人は、現在、借家に家族3人で生活しておりますが、子どもの成長から部屋が手狭になり、新しく住宅を建築するものです。申請地は、子どもの通学など付近の環境が今後の生活に最適であることから、申請地を選定したものです。現地調査の結果、東側は宅地、南側は畑、西側は水路と道路、北側は地目は畑ですけれども、実際に住宅になっています。周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定しました。  
 続いて6番について、申請人は、現在、借家に住んでおり、将来、子ども等家族が増えると手狭になることから、資金の都合もついたため、申請地を父親から借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地調査の結果、東側、北側は宅地、南と西側が道路で周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定しました。  
 5番、6番について、再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 議 長 ただいま、第3地区協議会より、番号5番と6番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
 番号5番と6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
 (挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号5番と6番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号7番と8番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 22番委員 7番、8番の譲渡人は同一人物であり、転用目的も同一であるため、7番、8番を一緒に報告します。チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。  
 7番は、足利市の発電事業者による太陽光発電の申請であります。8番は、佐野市に住んでいる方が太陽光発電の申請であります。7番の

現地を確認したところ、東側は住宅、南側は耕作放棄地、西側は住宅、北側は未耕作の土地であります。8番は、現地を確認した結果、東側は未耕作、南側は駐車場になっております。西側は住宅、北側は未耕作地で、周囲に影響がないため、許可相当と意見決定しました。7番、8番の再度ご審議をよろしくお願いいたします。

- 議長 ただいま、第4地区協議会より、番号7番と8番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号7番と8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号7番と8番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号9番から13番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7番委員 9番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は借家に住んでおり、保育園の都合で別居状態である妻子と同居するため、申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとのことです。現地を確認したところ、周囲は、北は市道、西、南は住宅予定地、東は道路になっており、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

20番委員 番号10番、11番について報告いたします。当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

初めに、番号10番について報告いたします。譲受人は実家に住んでおり、子どもも生まれ、現在の居宅では手狭になったため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周囲は全て宅地に囲まれており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定いたしました。

続いて、番号11番について報告いたします。譲受人は実家に住んでおり、子どもの成長に伴い、現在の居宅では手狭になったため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、東が畑、南が宅地、北と西が道路を挟んで住宅となっております。周

- 辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定いたしました。
- 2番委員 10番、11番について、再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。  
 続いて、12番について、許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、申請人は住宅型有料老人ホームを運営しており、従業員及び入居者の家族等の駐車場が不足しているための申請です。現地を確認したところ、東は農地、西は老人ホーム、南は農地、北は道路で、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。  
 再度ご審議のほど、お願いします。
- 15番委員 番号13番について、譲受人はアパートに住んでおり、申請地を取得し、住宅を建築するものです。許可基準チェックリストに基づき現地を確認したところ、周囲は宅地及び西が道路となって、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。  
 再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議長 ただいま、第5地区協議会より、番号9番から13番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
 番号9番から13番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
 (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号9番から13番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号14番から19番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 6番委員 番号14番から19番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき現地確認等の調査を行いました。  
 14番について、譲受人は建設業や不動産業を営んでおり、交通の便や住宅環境に良い申請地を購入して建売分譲住宅用地として使用するものです。現地を確認したところ、北がビニールハウス、東は畑、南は住宅地、西が道路となっており、特に周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。  
 再度のご審議をよろしくお願いいたします。
- 17番委員 15番から19番まで報告させていただきます。

15番は、議案第4号1番と関連しますが、譲受人は借家に住んでおり、資金のめどもついたため、申請地を取得し、住宅を建設するものです。現地を確認したところ、東と北は道路、南は農地、西は住宅と家庭菜園農地です。

16番は賃貸借です。譲受人は交通関連資材の製造販売を営んでおり、本社工場が手狭となり、本社に近い申請地を借り受け、資材置場と駐車場として使用するものです。現地を確認したところ、北は譲渡人の自宅、東と西は住宅、南は農地です。

17番は、議案第4号2番と関連しますが、譲受人は借家に住んでおり、交通の便が良い申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、西は住宅、東は農地、南は道路、北は牧草農地です。

18番について、譲受人は子どもの成長に伴い、申請地を祖父より借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、東と北は住宅地、南は道路、北は農地です。

19番について、譲受人は借家に住んでおり、環境の良い申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。付け加えますと、譲渡人は94歳でひとりで生活しています。現地を確認したところ、北は農地、南は譲渡人の農地、東は譲渡人の自宅、西は道を挟んで住宅です。

15番から19番まで、周辺農地への支障もなく、問題ないので許可相当と意見決定いたしました。

再度14番から19番まで、ご審議のほど、よろしく願います。

議長 ただいま、第6地区協議会より、番号14番から19番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

10番委員 15番ですけれども、一般住宅用地として面積が少し広いように感じますが、普通500㎡です。729㎡あるのですけれども、いかがなものかと思えます。

事務局 15番、大原町の一般住宅用地729㎡ということで、ほかの申請は一般的に500㎡というものが多いのですけれども、こちらは建築指導課の開発許可申請の関係の基準で500㎡以下というのが調整区域では基準になっているところです。藪塚地区におきましては、非線引き区域ということで、そういった開発許可の基準には該当になりませんので、729㎡ということでも問題はありませぬので、受け付けをいたしました。よろしく願います。

議長 よろしいですか。

10番委員 了解しました。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号14番から19番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号14番から19番を許可とすることに決定いたします。

議 長 以上で、審議は終了いたしました。次の報告第1号は先月農業会議に意見聴取した、6月分の許可証の取り扱いにかかわる、太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。

太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取り扱いをいたしましたので、報告いたします。

議 長 続いて、報告第2号から第5号まで、一括して事務局より報告を求めます。

事 務 局 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について7件提出されております。

内訳につきましては、田3筆468.00㎡、畑10筆4,739.46㎡、計13筆5,207.46㎡となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について34件提出されております。

内訳につきましては、22ページをごらんください。田27筆18,795.30㎡、畑33筆10,484.55㎡、計60筆、29,279.85㎡となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は9件となっております。内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は6件となっております。それぞれの内容につきましては記載のとおりです。

以上、報告させていただきます。

議 長 ただいまの太田市農業委員会会長専決規程による報告と専決処分等についてご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 質問等もないようですので、以上で第24回定例総会を終了します。長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉 会 令和元年7月9日（火） 午後3時10分